

業務委託における電子入札方式による一般競争入札の実施
及び最低制限価格の算定基準について（お知らせ）

令和7年4月1日以降の計画修繕業務に係る業務委託等の発注案件（以下「業務委託案件」という。）について、以下のとおり実施方法を変更しています。

1. 入札方式の見直しについて

登録業者数が少ない案件などの一部を除き、事後審査型条件付き一般競争入札を導入しています。

2. 電子入札方式の適用について

以下の基準に該当する業務委託案件は、電子入札方式による一般競争入札で実施しています。

- ・ 府 営 住 宅：予定価格が100万円（消費税込）以上
- ・ 公社賃貸住宅：予定価格が250万円（消費税込）以上

3. 予定価格および最低制限価格の公表について

- ・ 予定価格は、事前公表しています。
- ・ 最低制限価格は、最低制限価格は事後公表とし、ランダム係数処理による変動型最低制限価格制度を導入しています。（別紙参照）

※電子入札方式による一般競争入札の予定については、工事と同様、四半期ごとに入札情報公開システムでお知らせしますのでご確認ください。

※入札参加には、公社への登録が必要です。

(別紙)

業務委託における最低制限価格の算定基準

業務種別	構成費目ごとの割合			
設計・監理	直接人件費 100%	技術料等経費 60%	特別経費 100%	諸経費 60%
測量	直接測量費 100%	測量調査費 100%		諸経費 50%
地質調査	直接調査費 100%	間接調査費 90%	解析等調査業務費 80%	諸経費 50%
建設 コンサルタント	直接人件費 100%	直接経費 100%	その他原価 90%	一般管理費等 50%
補償 コンサルタント	直接人件費 100%	直接経費 100%	その他原価 90%	一般管理費等 50%

業務種別毎の費目に設定されている各割合を乗じて得た額の合計額（最低制限価格算出基礎額）

設定範囲：予定価格の10分の6 ～ 10分の8.1

ただし、地質調査は、予定価格の3分の2 ～ 10分の8.5

測量は、予定価格の10分の6 ～ 10分の8.2

最低制限価格に関するランダム係数処理（変動型最低制限価格）

最低制限価格は、最低制限価格算出基礎額を千円未満の切捨てによる端数処理を行い算出した額に、0.9975から1.0025までの範囲内で0.0001刻みの数値の中からシステムが無作為に選択した数値を乗じた額（1円未満の端数は切捨て）